

公的価格評価検討委員会運営要領

公的価格評価検討委員会（以下「委員会」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 委員会において配布された資料は、原則として、公表する。
2. 委員会終了後、記者会見を行い、議事内容を説明するものとする。委員会での意見の紹介等を行う際は、原則として、発言者の氏名を伏すものとする。
3. 委員会の議事録を公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、議事録の一部を公表しないものとすることができる。
4. この運営要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で決定する。